



国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間がある方へ

国民年金保険料の免除（全額免除・一部免除・法定免除）、納付猶予、学生納付特例の承認を受けられた期間がある場合、保険料を全額納めた方と比べ、老齢基礎年金（65歳から受けられる年金）の受け取り額が少なくなります。

将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、免除などの承認を受けた期間の保険料については、10年以内であれば遡って納める（追納）ことができます。

ただし、免除などの承認を受けられた期間の翌年度から起算して3年度目以降の追納の場合は、当時の保険料額に一定の加算額が上乘せされます。

追納は、古い月のものから納付することになりますが、次の点にご注意ください。

- 一部免除を受けた期間は、納付すべき保険料が納付されていなければ追納はできません。
- 「法定免除・申請免除期間」が「納付猶予・学生納付特例期間」より先に経過した月分である場合は、どちらを優先して納めるか本人が選択します。

国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間がある方へ

国民年金保険料は、納付期限から2年を過ぎると時効により納付することができません。

しかしながら、法律改正による時限措置として、過去5年以内に納め忘れた国民年金保険料を納付することができる「後納制度」が平成27年10月から平成30年9月までの3年間に限り実施されています。

後納制度を利用することで年金額を増やすことや、年金の受給ができなかった方が受給資格を得られることがあります。後納制度を利用するには申し込みが必要となります。

詳しくは「年金加入者ダイヤル」（0570-003-004）またはお近くの年金事務所へお問合せください。

【お問合せ】 住民福祉課 住民係 担当：宮澤

側溝清掃を実施します！

実施日：平成30年6月9日(土曜日) 対象地区：大佐井・古佐井

地域や町内、各団体などとの連携による環境美化活動を推進するため、「側溝清掃」を実施します。当日は、午前8時から汚泥の回収を行いますので、午前7時までに側溝清掃を済ませてください。また、排出する際は次のことに注意してくださるようお願いいたします。

記

1. ビニール袋やダンボールなど水はけの悪いものは汚泥の回収作業に支障をきたすため、使用しないでください。
2. 作業の際は、マスクなどを身につけ衛生面に十分注意し、安全に清掃を終えましょう。

<その他連絡事項>

※側溝蓋上げ機が8台あります。役場窓口で借用申請書がありますので申請の上、ご利用ください。（印鑑必要）

※側溝清掃後は周辺を水で洗い流すなどご協力をお願いします。

【お問合せ】 住民福祉課 住民係 担当：竹内